

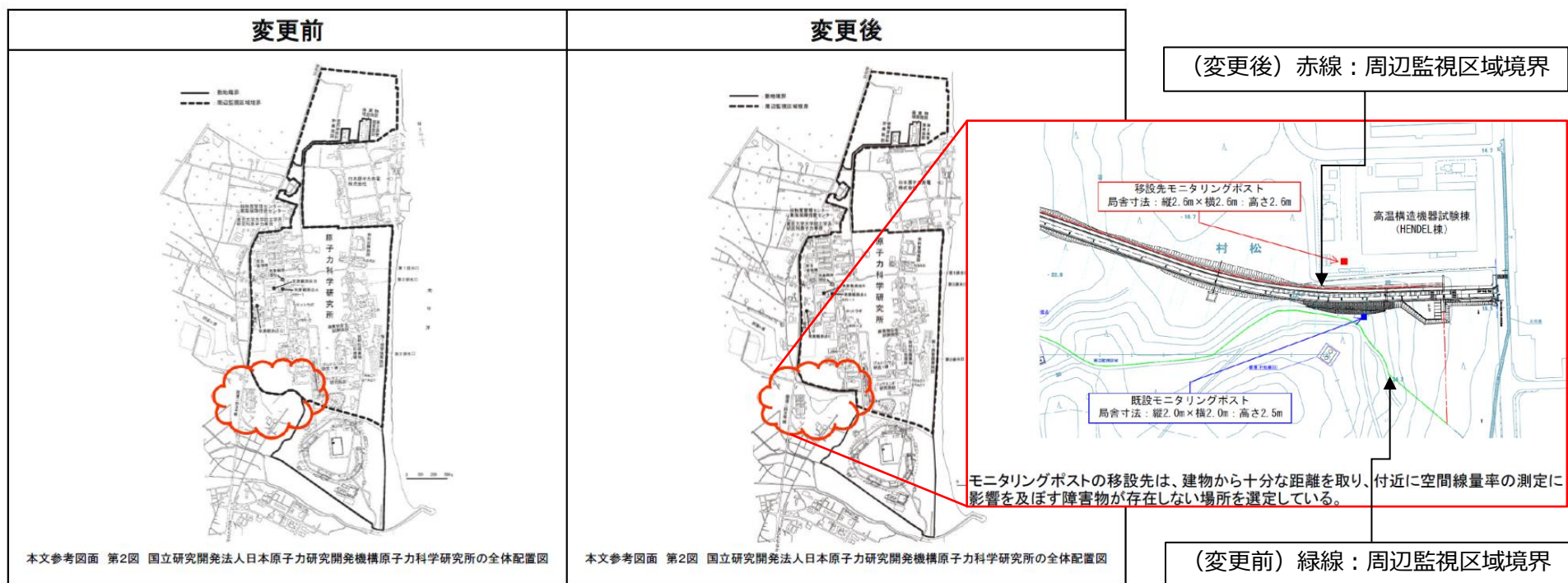
原子力科学研究所の 周辺監視区域、敷地の境界等の変更 に関する審査概要

原子力規制庁

1. 申請の概要

<変更の概要>

- 原子力科学研究所敷地に設置する J-PARC のアクセス道路及び通行門を整備することに伴い、周辺監視区域及び敷地境界を変更する。これに伴い、敷地面積の変更、モニタリングポスト1基の移設及び周辺公衆の実効線量評価の見直し結果について反映する。



：周辺監視区域及び敷地境界の変更箇所

出典：第550回 核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合 資料2-1に一部追記

2. 審査結果

＜審査の経緯＞

令和7年2月14日 原子炉設置変更許可申請

審査会合：令和7年5月12日

令和7年7月11日 補正申請

＜審査項目及び結果＞

- 以下の項目※について審査を行った。
 - ✓ 第7条：試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止
周辺監視区域の変更後も今までと同様に周辺監視区域境界に柵を設置し、入構管理を適切に行うことを確認
 - ✓ 第22条：放射性廃棄物の廃棄施設
周辺監視区域の変更後も周辺公衆が受ける実効線量が線量目標値である年間50 μ Svを下回ることを確認
 - ✓ 第39条：監視設備
モニタリングポストの移設後も今までと同様にモニタリングポストにより空間線量率を測定し、また、モニタリングポストには非常用電源設備を設置すること等を確認
- 上記のほか、第13条（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止）、第24条（工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護）等について、既許可の事項を変更する必要がないことを確認した。

※ 条番号については、断りのない限り「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」のものとする。